

令和8年第1回君津市議会定例会

議案参考資料（その2）

令和8年3月9日

君 津 市

令和 8 年第 1 回君津市議会定例会議案参考資料目録

(その 2)

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 3 7 号	君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表	1

君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>学校給食費負担者</u> <u>学校給食を受ける児童又は生徒の保護者</u> (学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。) その他学校給食を受ける必要がある者として規則で定めるものをいう。</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第5条 <u>市長は、学校給食を受ける児童に係る学校給食費を免除することができる。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助(次項において「教育扶助」という。)を受けている場合を除く。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定するもののほか、学校給食を受ける生徒(以下この項において「給食実施中学生」という。)の保護者が当該給食実施中学生を含む3人以上の子等を扶養し、かつ、それらの子等のうち年齢の高い方から3人目以降の子等が給食実施中学生であるときは、当該3人目以降の給食実施中学生に係る学校給食費を免除することができる。ただし、</u> <u>教育扶助を受け、又は学校教育法第19条に規定する就学援助費が支給されている場合を除く。</u></p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>に規定するもののほか、特別の理由があると認め</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>給食実施小中学生</u> <u>学校給食を受ける児童又は生徒をいう。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>学校給食費負担者</u> <u>給食実施小中学生</u> の保護者 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。) その他学校給食を受ける必要がある者として規則で定めるものをいう。</p> <p>(学校給食費の減免)</p> <p>第5条</p> <p>市長は、<u>給食実施小中学生の保護者</u> <u>が当該給食実施小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、かつ、それらの子等のうち年齢の高い方から3人目以降の子等が給食実施小中学生であるときは、当該3人目以降の給食実施小中学生に係る学校給食費を免除することができる。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受け、又は学校教育法第19条に規定する就学援助費が支給されている場合を除く。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項</u>に規定するもののほか、特別の理由があると認め</p>

るときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの中学校の学校給食費の徴収に関する特例)

5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、学校給食を受ける生徒の保護者からは徴収しない。

るときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則